新潟県条例第35号

教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、教育長の勤務時間等及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第５項の規定に基づく教育長の職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

（勤務時間等）

第２条　教育長の勤務時間、休日、休暇及び休業については、一般職の職員の例による。

（職務に専念する義務の免除）

第３条　教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第４条第１項の規定により任命された新法第13条第１項の教育長について適用する。